

輯 編 局 報 情

週報

二十日四月號

昭和十二年十月一日至十六年十一月二十四日第一種郵便物認可
(毎週一回水曜日發行)



五錢

決戦態勢強化

改正された防空法
南方作戦の特徴
ハワイ海戦の戦果

産業再編成問答
英米罪悪史(一)

特輯

常會の頁

272號

戦ひは寧ろ今後になります。我等國民は個々の戰勝に醉ふことなく、又個々の現象を憂ふることなく、愈々正氣を擴充して互に相倚り相扶け、内は荒怠を戒め、外は邪惡思想の滲透を防ぎ、必勝の確信の下に飽くまで獻身殉國を念とし、誓つて征戰の目的を貫徹せねばなりません。

(東條内閣總理大臣の議會演説より)

週報

十二月廿四日

- 十二月十三日(金) 件 敵帝管理法案、時時犯罪處罰の特例に関する法律案 昭和十二年法律第八十四號中改正法
マ 海軍航空部隊の偉功(マレード) 山本聯合艦隊司令長官に再度勅語を賜ふ
マ 對米英戦を 支那事變を含め大東亜戦争と呼稱の貢 情報局發表
生活に活かせ大勝の感激を...
改正された防空法 内務省...
南方作戦の特徴 大太公陸軍報道部...
戦時下犯罪の嚴罰 司法省...
ハワイ海戦の戦果
大太公海軍報道部...
日泰開港條約成立す
英米罪悪史(一)
産業再編成問答(四) 商工省...
常會の頁

- 十二月十四日(土) 件 物資統制令公布 實施する
マ 第二十一回 軍事第十八回 支那事變生存者論功行賞の御沙汰ある
マ 临时軍事費追加豫算二二八
億圓と開議で決定
十二月十五日(日) 件 临时議會において戦時保險臨時措置法案 言論出版・集會・結社等臨時取締法案成立
マ 改正防空法施行令公布(十二月二十日より實施)
マ 独伊三國混合委員會第一回 协議會をベルリンで開催
十二月十六日(月) 件 第七十八回 帝國議會成立
マ 天皇陛下、第七十八回 帝國議會開院式舉行される
開院式に行幸あらせられ 優渥なる勅語を賜ふ
マ 臨時議會において、豫算案三
マ 日獨交換放送協定成る

露光量違いにより重複撮影

戦ひは寧ろ今後になります。我等國民は個々の戰勝に醉ふことなく、又個々の現象を憂ふことなく、愈々正氣を擴充して互に相倚り相扶け、内は荒怠を戒め、外は邪惡思想の滲透を防ぎ、必勝の確信の下に飽くまで獻身殉國を念とし、誓つて征戰の目的を貫徹せねばなりません。

(東條内閣總理大臣の議會演説より)

週報

十二月廿四日

- 上月十二日(金) 件 故産管理法案 戰時和罪處罰の特例に関する法律案、昭和十二年法律第八十四號中改正法律案成立
△海軍航空部隊の偉功(マレー沖空襲)を御嘉賞 山本聯合艦隊司令長官に再度勳語を賜ふ
△對米英戦を「支那事變」を含め大東亜戦争と呼稱の旨 情報局發表
△物資統制令公布 實施される
上月十四日(木)
△第二十二回(號題第十八回)支那事變生存者論功行賞の御沙汰ある
△臨時事務追加豫算(二十八億圓)と開議で決定
上月十五日(金)
△第七十八帝國議會成立 任
上月十六日(土)
△日獨伊三國混合委員會第二回協議會をベルリンで開催
上月十七日(日)
△第七十八帝國議會の開院式舉行される
△捕獲審檢辦長官に清水清長就任
△天皇陛下、第七十八帝國議會開院式に行幸あらせられ、優渥なる勅語を賜ふ
△臨時議會において、豫算案三
△日獨交換放送協定成る

常會の頁

生活に生かせ大勝の感激を

大東亜戦争勃發^{はつ}頭において、早くもハワイ海戦で米太平洋艦隊を全滅せしめ、續くマレー沖海戦に英國東洋艦隊の主力をほふる。陸軍またマレー、フィリピンに戦果を擴大して米英の牙城、香港を制しシンガポールに迫る。東は遙かハワイ群島より、西は印度洋へ、南は遠く濠洲に近く渺々たる太平洋を抱く大戦域が、一朝にして我々の眼前に拓けたのである。この雄大なる規模、絶大なる壯舉を思ふとき、我々は胸躍る感概を抑へることが出来ない。

今日の大勝を開戦前において確信を以て豫見した者が果してどれだけあつたであらうか。全世界を震驚せしめたこの赫々たる戦果は、わが陸海軍の血を吐く猛訓練と尊い犠牲の賜^{たま}であり、一度出でて再び生還を期せざる軍人精神の然らしめたところ、我々一億國民の感謝感激^{かく}能はざるところである。勝利はつねに御権威と共にあり、一刻一刻至る勝利の快報に我々はいよいよ皇國不敗の信念を固めるばかりである。

併しながら、我々は緒戦の勝利に酔ひ、凱歌に驕つてはならない。相手は世界に冠たる大國であり、強國である。傳統のねばり強さを誇る英國であり、比類なき富を豪語する米國である。兩國にして男ならば、必ずや今日の不覺を雪辱^{ゆきじゆ}する日を期してゐるであらう。敵潜水艦の海上グリラ戦とわが

哨戒の眼をかすめて來る敵機の來襲もないとは斷言出来ない。恐れず、侮らざるの備へをつねに持ち、警戒は決して緩めてはならない。

また米英は、持てる富に物をいはせて長期戦を以て我に當らんとする戦法を選ぶであらう。長期戦、固より覺悟の前であり、何の脅^{おど}えることがあらうか。短期武力戦だけで、この戦争が終るとは誰一人として思つてゐないだらう。如何に長期に亘るとも、最後の目的を達成するまで、勝ち抜かんとする必勝の決意我にあり、皇國の、否東亞の興廢^{こうひ}かけての一戦こそ、この大東亜戦争なのである。

長期戦といつても、それは長期建設戦である。重慶のやうな長期抗戦の消耗戦ではなく、戦ひつゝ建設し、建設しつゝ戦ふのである。そして武力戦のみならず、經濟戦、思想戦を以て、米英の努力を壓倒し去つて、新らしき世界の秩序^{じとう}を建設せんとするのである。我々は今こそ、いはゆるABCD包團陣を八方に壊破して、逆に彼等を封鎖しようとしてゐるのである。持てる國アメリカが、今や日本によつてゴム、錫等の資源を抑へられて、經濟封鎖の脅威^{おど}を受けるに至つたのである。

かくして情勢は一變し、我々の前には洋々たる希望が開けつゝある。太平洋と東亞を、英米の搾取から開放する大東亜共榮圈の建設が武力戦の進展と共に急速に緒につかんとしてゐるのである。この廣域に雄飛する未來の日本の姿を描くとき、我々は日本民族の生き甲斐を感じ、皇國の歴史を祝福せずにはゐられない。

併しながら建設への道は荆^{くさ}の道であり、戦ひの道である。遠大な希望に眩惑^{くせん}され、或ひは眼前の功をあせつて小成に安んじではならない。「もうこれでゴムは大丈夫だ、油は来るだらう、生活も樂になるに違ひない」といふやうな安易な考へを抱く者ありとすれば、大東亜戦争の究極の目的を解しない近視眼である。事實この廣域には我々の使ひ切れぬ資源があり、これを開發することは必要で

ある。勿論さうせねばならないが、單にそれだけであつてはならない。究極の目的はこの地を米英の支配から解放し、東亞の新秩序を樹立し、権制國と力を合せて世界の新秩序、世界の平和を確立せんとする戦であつて、それまでは決して矛を收めない覺悟を以て望まねばならない。

大東亞共榮圈の資源の開發だけでも實に容易ならぬことである。これを如何に賄ふか、更にこの地域において粉碎された米英的秩序の後に新らしい文化を、政治を、打ち建てねばならないのである。それは我々に今後、この地域を經營する雄大なる抱負經綸がなくしてはならない。そしてその全責任が、我々日本國民の上に課せられるのである。

大東亞戰爭の完遂のために、大東亞共榮圈の確立のために、日本の持つあらゆるものが、武力も、經濟力も、技術も、頭腦もすべてが總動員されねばならない。そして皇軍が華々しい戰果をあげるだけ銃後の我々も頑張らねばならない。

戰爭はまだ始つたばかりである。眞の戰争は寧ろこれからである。十年かかるか、二十年かかるか判らないのである。我々があらゆる職域において、生活の中において戦ふのはこれからである。この大戰争を開闢させるためには、銃後に於いて急速なる戰争態勢への轉換が必要であり、現に政治、經濟、文化、生活等あらゆる方面において強行されつゝある。困難もあらうし、犠牲もあらう。しかしそれは來るべき日に伸びんがための戦の態勢である。試鍊の嵐は今後我々の生活の中に吹きまくることがあらうが、それは大建設に至る當然の経路である。我々の前途は明るい、だが道は遠い。我々は今徒らに戦捷に驕らず、敵を侮ることなく、剛毅沈着に、現實を凝視しつゝ、大地に足を踏みつけ、一步々々進んで行かう。このすばらしい勝利の感激と感謝とを、我々の生活の中で生かし、生活の中に載ひ抜いてゆかうではないか。



改正された防空法

内務省

防空法は昭和十二年に制定され、當時は主として從來の防空演習等の經驗と外國の立法例を土臺にして立案されたもので、その後における防空諸情勢の變化と防空法施行の實際とに鑑み、不備缺陷と認められる事項も少くなかつたので、現下の國際情勢に則應するため防空法令の改正整備が行はれ、十一月二十日から施行されることになった。その内容も頗る實戦的のものとなつたのである。以下、改正防空法、改正防空法施行令、防空法施行規則、防空従事者扶助令及び防空監視隊令について、一般國民に直接關係の深い事項を選んでその概要を述べよう。

防空の範囲の擴張

從來の防空法における防空の範囲は煙火管制、消防、防

毒、避難、救護並びにこれらに必要な監視、通信及び警報であったが、改正法では、更に偽裝、防火、防彈、應急復舊の四つが追加され、これ等の事項についても防空法の諸規定が全面的に適用されることになった。

偽裝とは、空襲目標になり易い重要施設物件を飛機から発見を困難にするために、物件の明度や形態、色彩等を變へて、周囲のものに類似させる措置であつて、夜間の燈火管制に匹敵するものである。

防火を特に加へたのは、火災發生後に、これを鎮壓するための豫防的な措置を加へたためであつて、木造建物の防火改修、隣組の家庭應急防火といふところの防火がそ

の著るしい例である。

防弾といふのは、爆弾の直撃や破片、爆風に對して人體や物件を防護するための措置で、防空壕とか防弾壁、屋板補強などである。

また應急復舊といふのは、瓦斯、電氣、水道、交通機關その他の重要施設が空襲されて破壊した場合に、これを應急的に修理し、處置して、その機能を回復させることである。

防火の強化

我が國の都市防空の弱點として挙げられてゐるのは、木造建築物である。重要都市における木造建築物を全部不燃性のものにすることは不可能であつて、木造建築物を燃え難いものにする、いはゆる防火改修が行はれてゐる。このために昨年四月防空建築規則が施行され、一定の都市では新らしく建築する木造建築物は防火構造が命ぜられてゐるのであるが、問題は既存の木造建築物である。内務省では毎年補助金を支出して、木造建築物防火改修事業を奨励してゐるのであるが、この實績に従して、今回の改正法では、これ

罰金に處せられる。この規定によつて重要都市の居住者をその地に留まらせて、自衛防空に從事させ得るのである。

第一は事前退去の禁止制限であり、第二は應急防火の義務である。即ち内務大臣は事態に應じて一定の区域を指定し、そこに居住する者が空襲に因る危害を避けるために事前に退去することを禁止または制限することが出来る。

但し國民學校及びこれに準ずる學校の初等科兒童または年齢七年未滿の者、妊娠、產婦、年齢六十五年を超える者、傷病者、不具、殘疾者であつて防空の實施に從事することができない者並びにこれ等の者の必要最小限度の保護者は過去の禁止制限から除外されてゐる。この禁止制限に違反して退去した者は、六月以下の懲役または五百圓以下の罰金に處せられる。

建築物、物件の分散

第一の措置は、自衛防火の義務である。建築物に焼夷弾が落ちて火災の危険が生じた場合には、その建築物の管理者、所有者、居住者または建築内に勤務、就業または修業の場所を持つてゐる者は、その現場に在る者は應急防火の義務である。これらは第一次的な應急防火義務者であつて、この義務を怠つた場合には、五百圓以下の罰金に處せられる。尤も、この規定は原則に重點があるのでではなく、これらの第一次的な義務者が應急防火をなすべきことは、國民として當然の義務であることを明定した點にあるのである。次ぎに應急防火の第二次的な義務者は、これらの第一次的義務者を除いた現場附近に在る者である。即ち、これらに屬する主な者は、その建築物の隣接組の近接居住者、一時滞在者、顧客、來訪者、通行人等であつて、これらの者は、その火災の危険が發生した現状附近に在る場合には、前述の第一次義務者の應急防火に協力すべき義務

らの既存の木造建築物に對して防火改修を命じ得ることになつて置くことは防空上の基本原則である。この點に關して改正防空法は、各種の危險物品を貯蔵、處理、製造する一定規模以上の建築物、一定規模以上の工場を許可制として、重要地域におけるこれらの建築物の分散疎開の配置を企圖することになつた。即ち前者に屬する建築物としては、建築面積三十平方メートル以上または同一敷地内の建築面積の合計二百平方メートル以上のものは、新築、改築、増築または移転には許可を受くべきことになり、また工場は、内務大臣の指定した一定の區域内においては建築面積が合計一千平方メートルを超過するもの、又は當時合計一百馬力を超える原動機馬力を使用する工場は、その新築または増築について地方長官の許可を受くべきことになり、また、この區域内において特別區域として指定した區域には、前述の許可は建築面積の合計六百平方メートルを超過する工場または當時合計五十馬

力を超過する原動機馬力を使用する工場に適用することになった。

また、防空上の見地から分離のための移転を命じ得る物件としては、爆発性、發火性または引火性の物品、食糧、燃料その他の重要な機動員物資等である。

防空従事者の確保と扶助

防空實施時に於て防空勤務員その他防空従事者を確保することが絶対に必要であることは多言を要しない。

改正防空法は、先づ防空監視員を豫じめ指定し、監視隊として編成訓練し、防空の實施に従事させ得ることにし、新たに勅令で防空監視隊令を定め、監視隊員の組織、編成、服務、給與等を規定したのである。これによつて從來の監視員は全部法によつて指定された監視隊に組織されことになつた。

また、地方長官、市町村長等のなす防空の實施に従事させる必要のある者として、特殊技能者以外に、防空に關じた特別の教育訓練を受けた警防團員、學校報國隊員等の者もこれに該するものである。

ある。

防空監視員、警防團員その他の防空勤務員には、金額を地方長官が國費で扶助金を支給することになつてゐるが、その種類は次の通りである。

一 庶 慶 費 實 費

二 障害扶助金(福利の治療費など身體に障害を有する者に対する)

三 打切扶助金(福利の治療費など身體に障害を有する者に対する)

四 遺族扶助金(死別した者に対する)

五 葬祭料

六 大工場、事業場等で防空計畫設定者に指定された者は、特設防護團等の自己の防空従事者に對し、右の金額の範囲

ある。

内で地方長官の認可を受け、定めた金額を支給することに

なつた。

この扶助の趣旨は、防空従事者が挺身して國土防衛に當

れる必要のある者として、特殊技能者以外に、防空に關じた

特別の教育訓練を受けた警防團員、學校報國隊員等の者も

これに該するものである。

この扶助の趣旨は、防空従事者が挺身して國土防衛に當

れる必要のある者として、特殊技能者以外に、防空に關じた

特別の教育訓練を受けた警防團員、學校報國隊員等の者も

これに該するものである。

防空の實施に従事させ得ることになつた。これらの従事命

令または指定は、従事令書または指定書の交付によつて行ふことになつてゐる。また、これらの者は、訓練にも従事させ得ることになつてゐる。なほ防空教育の緊要性に鑑み、防空計畫設定者は防空の實施に従事すべき者に防空上必要な講習を受けさせ得る途を開いた。

地方長官、市町村長または防空法第三條第一項の特別防空計畫設定者のなす防空の實施に従事する、いはゆる防空勤務員と自家應急防火従事者に對して、前述のやうな義務が強化されたのであるが、他面、これ等の者が防空の實施に從事して傷病を受け、疾病に罹り、又は死亡した場合には、國家や公共團體から扶助金を支給することになつた。

防空従事者扶助令では、この場合の扶助を療養費、障害扶助金、打切扶助金、遺族扶助金及び葬祭費の五種類としてゐる。

この扶助の趣旨は、防空従事者が挺身して國土防衛に當つて或ひは蒙ることあるべき傷病、疾病の療養費等について、後嗣の夢のないやう、その遺族を扶助しようとするとするものである。

また今回の改正で新たに義務となつた應急防火または應急防火に協力する者に對しては、市町村長が(二分の一)の國庫補助を受け、次ぎの金額範圍の内で地方長官の認可を受け、定めた扶助金を給することになつた。

この扶助の趣旨は、防空従事者が挺身して國土防衛に當つて或ひは蒙ることあるべき傷病、疾病の療養費等について、後嗣の夢のないやう、その遺族を扶助しようとするとするものである。



戦時下犯罪の嚴罰

— 戰時犯罪處罰の特例に關する法律について —

司法省

第七十八臨時議會で成立し、今度公布された「戰時犯罪處罰ノ特例ニ關スル法律」について、制定の理由と内容の概略を説明しよう。

我が國は目下、國の總力を擧げて大東亜戰爭の完遂に邁進してゐるのであるが、この秋に當り、國內の治安を確保し、國民が安んじて職域に奉公の誠を盡し得ることは、最も緊要なことである。即ち、若し燈火管制中に、或ひはまた人心に不安と動搖を來す事態の生じた場合に、この機会に乘じ、人の生命、身體、財産等に對する惡質な犯罪が頻發するやうなことがあつたとすれば、それは治安上誠に由々しい問題であり、また總力戰の遂行に影響するところも少くないのである。ところが、かやうな惡質の犯罪を豫

では差當り刑罰を加重し、その威力を十分に發揮することが、最も緊要な措置であると信ずるのである。現に盟邦ドイツでも、今次歐洲大戰の勃發と共に、いはゆる「ドイツ國民の害蟲」に対する命令によつて、この種の犯行に對しては、嚴罰を以て臨む態度を示してをり、戰時下の國內治安の維持に萬全を期す方途は、洋の東西を問はず、その軌を一にしてゐるのである。この科刑加重の基準は、要するに、これ等の犯行に對しては、國家が嚴罰を以て臨む旨を明らかにして、一般豫防の目的を達成すると同時に、犯罪を最へてした者に對しては、裁判所が嚴重に處罰できるよう法定刑を加重し、科刑の威力を十分に發揮することとした。

以下、各條について、その概略を説明しよう。

第一條は、戰時に際し燈火管制中とか敵襲の危険その他人心に動搖を來す状態において、強制猥褻、強姦等の犯罪を犯した者に對し、刑罰を加重した規定である。

第二項は強制猥褻の罪（刑法第百七十六條、第百七十八條）と強姦の罪（第百七十七條、第百七八條）及びこれらの未遂罪（第百七十九條）を獨立の罪として處罰する規定で、強制

防、鎮壓するには、現在の刑法に定めてある刑罰では十分でない。そこで、この應急措置として、これらの罪に關する刑罰を加重し、豫防的目的を達すると同時に、この種の犯罪を犯した者を嚴重に處罰して、治安の確保に萬全を期すことになつたのである。

本法で、嚴罰の対象としたものは、窃盜、強盜及び強制猥褻及び強姦に關する諸犯罪である。これらの犯罪は、直接受けた人の生命、身體、名譽、財産等に危害を及ぼし、平時でさへ、國民の日常生活の安全を阻害するものであるが、特に戰時にあつては、治安の維持に有害な影響を及ぼす虞れが多分にあるものである。これを豫防し、鎮壓する対策は、他にも考へられないではないが、少くとも刑法

猥褻の罪は、現行刑法が六月以上七年以下の懲役となつてゐるのを、懲役三年以上の有期懲役に引上げ、強姦の罪は、現行刑法が二年以上の有期懲役となつてゐるのを、無期または七年以上の懲役に加重したのである。

第二項は、第一項の罪を犯し、殺人傷害の結果を生じた場合に關する加重規定で、現在の刑法では無期または二年以上の懲役となつてゐるのを、本法では傷害の場合と殺人の場合とに區別し、前者の場合は死刑または無期若しくは十年以上の懲役、後者の場合は死刑に限局することになった。

第三項は、刑法において親告罪となつてゐる第百七十六條乃至第百七十九條の強制猥褻及び強姦罪につき、被害者の告訴を待たずに處罰できることにした規定で、これは本法所定のやうな特殊の事態下における犯罪として、治安維持の必要上、當然の措置である。

いて行はれる燈火管制の實施中のことであつて、例へば防空法所定の燈火管制の實施の場合等である。「敵襲ノ危険其ノ他人心ニ動搖ヲ生ゼシムベキ狀態」とは、空襲その他敵の襲撃を受ける具體的危険のある場合とか、又は例へば

一地方の住民に不安動搖を生ぜしむるやうな状態の場合を指すのであつて、その判断は結局裁判所が各場合にその状態の有無を決定することになるのである。

第二條は、第一條と同様の状態の場合に、強盗の罪を犯し、又は強盗の豫備をなした者に對し、刑罰を加重すると共に、強盗の目的を以てする通謀も處罰することにした規定である。

第二項は窃盜(刑法第二百三十五條)、強盜(第三百三十六條)、強強盜(第三百三十八條)、昏醉強盜(第三百三十九條)及びこれ等に關する未遂罪(第二百四十三條)を獨立の罪として處罰する規定であつて、物盜の場合には無期または三年以上の懲役、強盜の場合には死刑または無期若くは十年以上の懲役とした。窃盜罪は、刑法では十年以下の懲役に、強盜罪は五年以上の有期懲役に處せられるとの比較すると、刑法は非常に加重されたわけである。

第三項は、強盜傷人及び強盜致死(刑法第二百四十條)、強盜強姦及び強盜強姦致死(第三百四十一條)及びこれ等に關する未遂罪(第二百四十三條)を獨立に處罰する規定であつて、強盜傷人及び強盜強姦の場合は現行刑法の刑が無期また

は七年以上の懲役となつてゐるのを、本法では死刑または無期懲役に引上げ、強盜致死、強盜強姦致死の場合は、現行刑法の死刑または無期懲役を更に加重して死刑を以て臨むことにした。

第三項は、強盜豫備罪(刑法第二百三十七條)について刑罰を加重したほか、新たに強盜の目的で通謀した者も、豫備と同様に一年以上十年以下の懲役に處することにしたのであるが、これ等の準備的行為の處罰を嚴重にしたのは、本條所定のやうな兇悪な犯行を未然に防止することが最も重いからである。

以上、概略を説明したが、今度の米英との開戦以來、幸に國內の治安は十分に確保され、一億国民は一致團結して鐵石の決意を以て大東亜戦争完遂の理想に邁進していくことは、洵に御同慶の至りである。本法の所期するところもまたこの大理想を實現する一翼として刑政の分野よりする心からなる協力の一方法にほかならない。國民は本法の精神をよく理解し、聖戦下の國內治安の維持に協力あらんことを切望する。

南方作戦の特徴

大本營陸軍報道部

對米英戦争が開始されて以來、皇軍は陸に、海に、空に、赫々たる戦勝を獲得し、その威武を中外に宣揚しつゝある。由來、総戦における勝敗が爾後の戦局に重大な影響を及ぼすものであることは、日清、日露戦争における総戦の勝利が、その後わが軍に必勝の信念を堅持せしめ、戦争の指導を積極的に有利ならしめた戦史の明らかに物語つてゐるところである。この意味で今次南方作戦が、総戦において豫想以上に順調に進展してゐることは、本戦争の前途に對し極めて有利な情勢を齎したものといふことができ、寔に欣快に堪へない。

今若しあが海軍が制海權を獲得し得ず、陸海軍航空部

隊が制空權を把握し得なかつたとしたならば、如何なる状況を現出したであらうか。上陸作戦どころか、海上輸送は到る處に障礙を受け、作戦の遂行は意の如くならず、また敵機はわが本土に襲来し、諸所に損害を加へ、わが國は物心両面に直り、豫想以上の打撃を受けたことであらう。勿論、戦争するからには、これは當然覺悟しなければならないことではあるが、これを己れが受けるのと、敵に與へたのとでは、その差違是非常なものである。かやうに考へてみると、支那事變以來連戦連勝しつゝあるのに

更に今次対米英戦争にも、総戦に優勝を博し得たことは、吾等一億國民の幸福と云はなければならない。しか

し、この緒戦優勝は決して本戦争の勝利となるとはいひ得ない。本戦争は支那事變と同様、長期戦化することが必然である以上、その勝敗は寧ろ今後に重點をおくべきであつて、相手が世界の大國であるだけに、戦局の前途は支那事變とは相當性質を異にした事態が續出することを豫じめ考へ、研究し、對策に遺憾なきを期さなければならぬ。これは軍事、經濟、文化等凡ゆる方面に要求されるのであるが、こゝでは作戦關係について述べてみよう。

一、戦場の廣大さ

太平洋はアジアの四倍、支那の十八倍の面積である。如何に廣大であるか一寸想像できない。正に有史以來の大戦争であるわけである。

いま南方諸邦の廣さを調べてみると、英領マレーは我が四國、九州、北海道を合はせた位(約十三万平方キロ)、フィリピン全群島は我が朝鮮、樺太、臺灣を合はせた面積よりもやゝ大きい(約三千万平方キロ)、その他泰は我が國よりやゝ小さく(約五十万平方キロ)、ビルマは我が國よりやゝ大きい(約七十万平方キロ)。また蘭印は我が國の約三倍(約百六十万平方キロ)。また蘭印は我が國の約三倍(約百六十万

平方キロ)、英領ボルネオは我が國の三分の一(約二十万平方キロ)であつて、これに佛印(日本よりやゝ大きく、約七十四万平方キロを加へると、總面積は約四百十七万平方キロとなり、我が國の六倍、滿洲の約二、三倍といふ廣大な地域となる。人口數からみると、佛印は約二千三百万、泰は約二千五百万、ビルマは約一千二百万、フィリピンは約一千四百万、蘭印は約六千万、英領マレー約五百万人で、これを總計すると約一億二千八百万人といふことになり、わが占領治下の新支那の人口數とほど同じである。

二、上陸作戦

南方作戦は西南太平洋上の島嶼と、これと關聯する東南アジア大陸の海濱に臨んだ諸邦を作戦場とした、いつだつかず、砲兵、戰車等の火力が到達しない時期に乘ぜられる危険である。當初の上陸部隊は據點を確保し、主力の上陸を援護するため、眞に決死的活動を要するわけである。この種の作戦はこれから到るところに展開されるであらう。軍隊指揮官の苦心、作戦部隊の辛勞は絶大なものがあらう。

三、陸上作戦

可能であることは、今さらこゝに繰々するまでもないことである。作戦開始に當つて、帝國海軍及び陸軍飛行部隊が一齊に先づ敵の艦隊根據地と航空基地を奇襲して、これに致命的打撃を與へ、以て制空、制海權をわが手に掌握したことは、南方作戦遂行のため絶對的要件であつたのである。これによつて英領マレー、比島上陸作戦を豫想以上に順調に行ふことが出来たのである。

南方作戦は以上の特性からして、上陸作戦が中心となるものと考へられる。上陸作戦は四面環海の皇國としては必然的に重要な作戦であるわけであるが、殊に支那事變五年の貴重な経験は、今次南方作戦に當つて、いよいよその成果を發揮するものといふべく、恐らく上陸作戦にかけてはわが國は世界の權威者といへる。

上陸作戦は陸軍、海軍、各種機關が水も漏らさぬ緊密周到な計畫に基づいて、しかもわが企圖を秘匿して、敵の不意に乗じて敢行せねばならない。複雑にして且つ困難な幾多の條件を克服して行はれるものであるから、精銳な軍隊でなければ、絶対に不可能であると斷言し得

る。上陸作戦の最も危険な時期は、上陸開始當初、敵に半渡に乘せられる攻勢である。陸地と海上との連絡が未だつかず、砲兵、戰車等の火力が到達しない時期に乘ぜられる危険である。當初の上陸部隊は據點を確保し、主に陸上を援護するため、眞に決死的活動を要するわけである。この種の作戦はこれから到るところに展開されるであらう。軍隊指揮官の苦心、作戦部隊の辛勞は絶大なものがあらう。

南方作戦において遭遇する陸地は支那大陸と大いに趣を異にする。當てこの南方圏の地盤には大地震が盛んに襲來したため、鐵の多いしかも断層の重なつた、崎形怪化に富んでゐる。この地方の海濱は大抵狭く、しかも海岸から奥地への通路が少いといふ交通の困難が一つの特徴と認められる。

この地質上の特徴をみただけでも、陸上作戦は相當困難を伴ふことが想像できるのである。

南方は熱帯特有の豊富な日光と、豊富な湿度に恵まれて、熱帶植物の繁茂たる大森林地帯に遭遇することがしばしばある。いはゆるジャングル（密林地帯）で作戦行動に大きな障礙物となる。また湿地帯も少からずある。

以上一二の特性を擧げたのでも明らかに、廣漠な大陸作戦とは違つて、恰も日本内地の山嶺地帯で作戦をしてゐるやうに、馬に山砲を駆載して一步々々検しい道を前進しなければならないところが相當多いであらう。

四、南方の氣候

南方といへば、まづ第一に暑いところだといふのが、われ人の先入観念になつてゐる。皇軍が目下進撃を續けてゐる英領マレー、英領ボルネオは正に赤道地帯である。赤道作戦、思ふに雄大である。

南方は暑い。しかしインドのやうな大陸の酷暑とは違つて、海岸地帯や半島地方、島々は割合に涼しい。これは陸地が直ぐに海に臨んでゐるためであつて、いはゆる海洋性氣候の恩恵である。

一年中の温度と雨量の變化をシンガポールについてみ

がみられる。人種も多種多様、從つて言語も多種多様である。土着民は一般に温和で、宗教心が厚く、しかも南方住民は日本人の生活感情様式に似たところが多い。かういふところから、地域は廣大でも、作戦地方の治安維持は案外容易ではないかと考へられる。皇軍の眞意を知らない南方諸民族は、初めは恐れ、抵抗するものもあるらうが、やがては皇軍の恩威に服することであらう。

六、南方の衛生

南方作戦における衛生の價値は絶大であるといはなければならない。何しろ四時高温且つ湿氣が多く、日光の照射も強いので、生物の一つである病原體または傳播者も同様の恩恵に與つてゐることはもちろんである。それに土民の生活は極めて非衛生的で、宗教、習慣等に支配されて甚だ特異なものがみられる。かやうな各種の原因によつて、南方には傳染性疾病が多いのが一つの特徴をしてゐるところが出来よう。南方作戦地方面の重な疾病を調べてみると多種多様であるが、その中マラリヤを第一にあげ得る。これは既に支那事變において中南支

ると、十二月は平均最高八十三・三度、最低七三・七度、降雨日數十五日、溫度一日平均八十三%である。かなり暑い時でも東京、大阪の最高溫度と大差がない。また一ヶ月を通じ四季寒暖の差が小さく、平均八十度である。即ち常夏の國である。もちろん最高九十四、五度に昇るときは、慣れないものにはかなりの苦痛であるが、だんだん慣れて來ると抵抗力もできてくる。

大體五月頃から十月末頃まで雨季で、その後は乾季であるから、今は丁度作戦行動に好適の時期であるといへる。

五、南方の住民

南方は世界最大の原料地といはれる程、天惠の資源に恵まれてゐる。土地も肥沃で食糧にも困らない。こんなところに生れて、生活してゐる民族は、暑さと相俟つて古來餘り發展しなかつたやうである。一般に文化の程度は低く、十六、七世紀以來西歐人の侵略掠奪のために、タイ一國を除いては悉くその植民地と化し、今なほ憐れむべき生活状態にある。従つて、支那のやうに歐米式近代都市と、原始狀態の土着民との極端な兩相の生活様式

方面で皇軍は相當の経験を積んだのであるが、南方はその本場であるだけに少しも油斷が出来ない。將兵の敵は寧ろマラリヤだと云つてもよいくらいである。もちろん軍の衛生機關はその豫防治療等、萬遺算なきまでに施設を講じてゐるので、その點は心配するに及ばないが、これは作戦行動上、十分顧慮しなければならない重大問題である。

マラリヤのほかには黒熱病（ビルマ方面に多い）、恙蟲病、散發性瘡疹熱、スマトラ蟬熱、スピロヘータによる疾患、アーベ赤痢、癲、天然痘、寄生蟲病、皮膚病、性病、栄養障害による病氣、氣候による病氣などは日射病等多々ある。しかし、これ等には總べ豫防策があるのであつて、軍衛生機關としては尊い將兵の健康保持について全智全能を傾けてゐる。

以上、南方作戦に伴ふ各種の特徴を擧げてみたが、種々の點に着實な調査と研究を遂げるべきものが多いことが感ぜられる。これには國家國民の全智全能を總動員して作戦の遂行を容易ならしめなければならぬ。

ハワイ海戦の戦果

大本營海軍報道部

大東亜戦争は、第一週に入るとともに陸海軍の協同作戦いよいよ緊密に展開され、その戦果を擴大しつゝあるが、今週における海軍の戦果の中で特筆すべきものは、ハワイ海戦の驚異的戦果が、十八日に至り確認されたことである。

ハワイ海戦に關しては、確報入手の都度發表しているのであるが、十八日に至り攻撃實施部隊の目撃並びに寫真偵察等により、アメリカ太平洋艦隊及びハワイ方面航空兵力を全滅せしめたことが判明した。即ち、八日開戦とともに敢行された我が航空部隊並びに特殊潜水艇をもつて編成された特別攻撃隊の捨身の猛襲によつて、敵主力艦の撃沈せらるるもの五隻、大・中破せらるることである。

一體、真珠灣を中心とするハワイの軍事施設は、アメリカ海軍が太平洋作戦の一大権力點として十億ドルの巨費を投じ、地中海のジブラルタルと相並んで世界の二大軍港として列強に誇つてゐたのである。即ち、ハワイを頂點とするアラスカのダラベーと、ペナマを結ぶ

て戰略上有利な地歩を確保したことはいふまでもない。また十七日發表された米基地ジョンストン島、ペニカ島の攻撃は、わが太平洋制覇を一步々々完成へ近づけつゝあることを物語るものであり、第二週における重要な作戦だつたといへる。

たゞここで銘記すべきは、かかる驚異的な戦果が、敵の不意を衝くわが捨身の奇襲作戦によつたことは説明するまでもないが、軍備用兵両方面にわたり飽くまで日本的性格に裏づけられた傳統が、多年に亘つて培はれ、その獨特の傳統が、不能を可能にした今回の空中、水中の雄渾無比なる大作戦となつて顯現されたことである。

その他、フィリピン、香港、マレー半島方面に活潑な戦況が展開してゐるが、十六日には、陸海軍がガム島の掃蕩を完了、十二日これを占領したことと發表、また十九日には陸海軍協同の下で敢行された香港島上陸を發表した。ガム島はハワイより東洋に至る戦略上並びに交通上の要衝に當り、香港はイギリスが最後の頼みとする東洋の最前進基地であり、兩島占領がわが軍によつ

るもの四隻、その他巡洋艦、驅逐艦で撃破されたもの八隻に及び、更に敵陸海軍飛行機四百六十四機を爆撃または撃墜し、この外擊破したものは多數に上つた。アメリカ太平洋艦隊は一日にして潰滅したのである。かくて實質上アメリカ全海軍の實力は、半減以下に低下することとなり、アメリカの東洋制覇の野望はこゝに敗へなく潰へ去つたのである。

ハワイ海戦(八日)戦果

【轟沈せるもの】

△戦艦五隻(カリヲルニア型一隻三「六〇〇トソ、メリーランド型二隻三「五〇〇トソ、アリゾナ型一隻六六三〇〇ドン、ユタ型一九八〇〇トン) △甲板巡洋艦または乙級巡洋艦二隻 △給油船一隻

アメリカ合衆国艦隊主力艦現有勢力 (16-12-18)

艦隊別	所在	型別及同型艦名	現存			兵裝
			擊沈	大破	中破	
太平洋艦隊 主力艦	布	ミリーランド型				40.6mm×8 12.7mm×12
		・ウェストヴィニア	31,800噸	31,500噸		
		ミリーランド				12.7mm×8(高角)
		カリフォルニア型				35.6mm×12
		・アネンジャー ・カリフォルニア	32,300噸	32,600噸		12.7mm×12 12.7mm×8(高角)
		ミシシッピニ型				35.6mm×12
		・アラモ ・ミシシッピ	32,600噸	33,100噸		12.7mm×12 12.7mm×8(高角)
		・オクラホマ ・バード				35.6mm×10 12.7mm×12 12.7mm×8(高角)
		ユタ				標的戰艦
			19,800噸			
大西洋艦隊 主力艦	東	ノースカロライナ型				40.6mm×9 12.7mm×20 4"×16 機銃×20
		・ワシントン ・ノースカロライナ	35,000噸	35,000噸		
		・ユーメキシコ				35.6mm×12
		・アイダホ ・ミシシッピ ・ユーメキシコ				12.7mm×12 12.7mm×8(高角)
		・テネシー ・テキサス ・アーカンサス ・ワイオミング	33,400噸	33,000噸	33,400噸	35.6mm×10 12.7mm×18 7.6mm×8 40mm×2 機銃×20
		・コロラド				メリーランド型 ・コロラド (修)理
太平洋岸	西	ミリーランド型				一隻 砲艦二隻 武裝商船三隻
		・コロラド	32,500噸			各種船舶二〇隻 各種舟艇二八〇隻
飛行機	飛行機	沈没	一隻			△沈没 △大破 △小破 △未歸還
		飛逐艦				△飛逐艦二隻 △飛逐艦二隻 △飛逐艦五隻
		掃海艇				

開戦以來の
わが損害

週間綜合戦果 (十七日まで)

開戦以来の綜合戦果

△大破せるもの(修理不能または極めて困難と認むるもの)

△戦艦三隻(カリコオルニア型一隻三二、六〇〇トン、メリーランド型一隻三一、五〇〇トン、ネバダ型一隻一九〇〇〇トン)

△軽巡洋艦二隻 △駆逐艦二隻

△中破せるもの(修理可能と認む)

△戦艦一隻(ネバダ型二九〇〇〇トン) △乙級巡洋艦四隻

△敵陸軍航空兵力に與へたる損害

△轟爆機により炎上約四五〇機 △轟墜一四機 △撃破多數

△格納庫炎上一六 △同破壊一

△飛行機一九機 △特殊潜航艇五隻

△我が方の蒙りたる損害

△飛行機二九機

△特殊潜航艇五隻

△我が方の蒙りたる損害

△飛行機一九機

△特殊潜航艇五隻

日タイ同盟條約成立す

日本泰同盟條約の締結に關しては、去る八月十一日、我が

坪上大使とビラン泰國首相との間に原則的な意見の一一致を

みたところ、その後、條約案文の作製について交渉を進

み、妥結に到達したので、所要の手續を履んだ上、十二月

二十一日午前十時（日本時間正午）、バンコクにおいて坪上

大使とビラン首相兼外相との間に日本國泰國同盟條約の署

名調印をみた。右條約の内容は左の通りである。

日本國タイ國間同盟條約

同盟ヲ設定ス

第二條

日本國又ハタイ國ト一又ハ二以上ノ第三國トノ間ニ武力紛争發生スルキハタイ國又ハ日本國ハ直ニ其ノ同盟國トシテ他方ノ國ニ加擔シ有ラユル政治的、經濟的及軍事的方法ニ依リ之ヲ支援スベシ

大日本帝國政府及タイ王國政府ハ東亞ニ於ケル新秩序ノ建設ガ東亞興隆唯一ノ方途ニシテ且世界平和ノ恢復及増進ノ経對要件タ

ルコトヲ確信シ之ヲ保障ト爲レル一切ノ禍根ヲ芟除根絶スルノ確

乎不測ノ決意ヲ以テ左ノ通協定セリ

第一條

日本國及タイ國ハ相互ノ獨立及主權ノ尊重ノ基礎ニ於テ兩國間ニ

本條約ハ署名下同時ニ實施セラルベク且十年間有効トス締約國ハ

ノ完全ナル了解ニ依ルニアラザレバ休戦又ハ講和ヲ爲サザルベキコトヲ約ス

第五條

右細則満了前適當カル時期ニ於テ本條約ノ更新ニ關シ協議スベシ

第三條

日本國及タイ國ハ各自ノ領土内ニ於テ本條約ノ実施セラルベシ

セラルベシ

第四條

日本國及タイ國ハ共同シテ遂行セラルル戰爭ノ場合ニ於テハ相互

ノ完全ナル了解ニ依ルニアラザレバ休戦又ハ講和ヲ爲サザルベキ

コトヲ約ス

本條約ハ署名下同時ニ實施セラルベク且十年間有効トス締約國ハ

ノ完全ナル了解ニ依ルニアラザレバ休戦又ハ講和ヲ爲サザルベキ

コトヲ約ス

本條約ハ署名下同時ニ實施セラルベク且十年間有効トス締約國ハ

ノ完全ナル了解ニ依ルニアラザレバ休戦又ハ講和ヲ爲サザルベキ

コトヲ約ス

本條約ハ署名下同時ニ實施セラルベク且十年間有効トス締約國ハ

ノ完全ナル了解ニ依ルニアラザレバ休戦又ハ講和ヲ爲サザルベキ

コトヲ約ス

本條約ハ署名下同時ニ實施セラルベク且十年間有効トス締約國ハ

ノ完全ナル了解ニ依ルニアラザレバ休戦又ハ講和ヲ爲サザルベキ

コトヲ約ス

(1)

米英史略

地球全面積の四

分の一を占める英

帝國は、世界平和

の名の下に、その

世界支配の舊秩序

を維持しようと必

死の努力を綴げ、

「紳士」の假面を被

つて、我が國を侵

略國よばかりして

ゐるが、その英國

の世界支配はいか

にして樹てられた

ものであらうか。

いはゆる「世界平

和」なるものの實

體は果して何であ

らうか。

卷の國英

處罰を要求したにもかゝはらず、エリザベス女王はナイ

トの勳位を授けたからである。

しかし海賊商賈は危険も伴ふので、勞働力の不足してゐるアメリカその他の植民地へ、アフリカ土人を賣り込む奴隸貿易が利益の多いことを見てとると、英國は直ちに奴隸貿易に乗り出し、遂には奴隸貿易は殆んど英

國の獨占事業の觀さへ呈するに至つた。

この奴隸貿易業も王室以下の支持を得て、國會の補助金を得て、公然たる企業として行はれたのであって、その結果アフリカから動物として拉し去られた不幸な土人の數は三百年間に最少限一千万人以上に達したとみられる。エルンスト・オルバートの如きは、奴隸狩や旅行、航海等で倒れた土人まで加へると、アフリカは六千五百万人の土人を奴隸貿易業者の犠牲に供したと言つてゐる。

しかもその奴隸の取扱ひは言語に絶する残酷振りで、手足はもとより首にまで鐵の枷をはめ、更に鎖で繋いで、身動きもできぬやうにして船艤に縛められ、食物も確

に與へなかつたため、輸送の途中で斃死するもの數知れ

ず、一刺以上、時には半數近くが目的地に着く前に死亡

したといはれる。

奴隸貿易のみならず、スー丹における回教徒の大虐殺、ボーア戦争における二万三千餘の老幼婦女子の擱禁致死等、アフリカにおける英國人の罪惡は正に天人俱に許さざるところといはねばならない。

スー丹の回教徒大虐殺では、英軍の機關銃が數万の回教徒を難ぎ倒したのみならず、毎日のやうに市場で、黒人の娘や女達を堅いゴム鞭で五十乃至百の笞刑に處し、時には尖つた棒を突刺して殺戮した。英國人は、いはゆる貴婦人達まで、これを見物して笑ひ興じたとのことである。英軍司令官キッチナーに至つては、英國に弓を引いた回教首領マージーの墓を爆破し死屍を引出しこそを頭部を英國の博物館に送り、身體を水中に投棄するといふ暴行すら敢へてした。當時從軍してゐた若きウイン斯顿・チャーチル、即ち現在の英首相もこれには頗る咎を負つた一人である。

その他、第一次世界大戰後、英國の欺瞞に抗して駆つた

パレスチナのアラビア人に對する英國の暴虐（一万數千を死傷させ、二万人を強制収容し、四万人を国外に遣放）など、歐洲における英國の罪業は數々立てれば限りがないが、先を急いで濠洲その他の南太平洋の島々における黒虐振りをみよう。

濠洲に瀕する濠洲土人

英國が濠洲へ移民を送り出したのは、ジョン・ムス・クラクがボタニー湾を發見してから十七年目の一七八七年であつたが、その第一回移民たるや金員一千四十四名の中、囚人移民が六百九十六名で、自由移民は僅かに八十一名に過ぎなかつた。他是守備隊員や官吏とその家族であつた。かくて濠洲は、英國の流刑殖民地としての因果運命を背負はされ、「七八八年から一七九三年までの間にニューサウス・ウェールズに五万九千七百八十八人、一八〇三年から一八五五年までの間にクスマニアに六万七千六百五十五人の流刑者が送られた。

十數万の兇暴な囚人が「陽氣で、無邪氣で、正直な」

英國人がはじめてインドに來航したのは一五七九年で

遂に全印度を掌中に收む

あつたが、當時は歐洲の「等國であるスペイン、ポルトガルが東洋貿易の實權を抑へてゐたので微々として振るはなかつた。しかしに一五八八年、スペインの無敵艦隊を撃ち破つたためにエリザベス女王は東洋に手を伸ばす決意をして、東印度商會を興して廣汎な貿易上の特權をこれに賦與したのであつた。

先づポルトガル人と戦つてボンベイを占領し、更に東亞にまで手を伸ばして日本の平戸、支那の廈門、廣東で通商を營もうとしたが、日本ではオランダ人、支那ではポルトガル人のために妨げられて退却した。英國は東印度諸島でもオランダ人のために駆逐され、専らインドの貿易に力を注いだ。最初は土地侵略を後にして専ら貿易を主とし始めたが、勢力が増大するにつれ、貿易の安易のために土地侵略を開始するに至つた。

かくて英國はフランスと戦ひ、土侯を征服し、一八四九年には印度を征服してしまつたのである。我が孝明天皇の嘉永二年のことである。

インドが英國の寶庫であり、インドなくして英國の存

立し得ないことは何人も知るところであり、元インド總督カーラー卿も「一九〇四年英帝國におけるインドの地位」といふ講演で「インドは英國の穀倉であり、インドなくして英國はその権威を保持し得ない」と述べてゐる。しかもその英國の穀倉たるインドにおいて、英國の侵略以前には平均百年間に二回しか來なかつた大飢饉が、英國が侵略して來て以來の、千八百年以後は、今日までの百

四十年間に三十一回も襲來し、三千三百万人のインド人が餓死してゐる。平時でも三億五千万のインド人のうち約三分の一は飢餓に近い極貧に喘いでゐるのである。

嘗ては世界有數の富國であつたインドが、英國の侵

略以來、世界一の貧乏國に堕落され、英國の穀倉である

インドが絶えず飢餓にさらされてゐるといふのは、イン

ドの飢饉なるものが單なる天災ではなく、英國の極端な

經濟的掠取によつて、インド民衆の大多數を常に飢餓

線上に追詰めてゐるといふ社會的原因に基づくのであ

る。

巧妙なインドの極貧化政策

一五九九年に英國東印度商會が設立されて以來、一八五八年ヴィクトリア女帝がインドの帝位につくまでの英

ンドの農産物や原料品は、思ひ切り安値で、根こそぎ英國へ渡つて行がれる。一方、英國機械工業の吐き出す過剰生産物は、排他關稅によつて高價にインド民衆に押つけられてゐるのである。

「インドは英國資本の重要な投資場所である。インドは英國の食糧と原料の重要な供給者であり、大英帝國の大穀物倉であり、更にまたインドは、英國製品特に綿製品の最上の買手でもある。これは前にあげたカナダ紳卿の言葉である。この言葉が間はず語りに示してゐるやうに、インドは英國によつて二重にも三重にも搾取されてゐるのである。

即ち、英國のインドに対する投資は少くとも五億ポンドに達するとみられるが、年々恐らく一千万ポンド以上の富が利潤としてインドから持ち出されてゐるほか、英國人の官吏が三千万ポンドの巨額の俸給を吸収つてゐる。イ

印度人の自由を完全に剝奪

かやうにインドの國土が荒し盡され、「英國の統治百年の後、インド人は鹽も買へず、新鮮な野菜すら手に入れられない程の貧窮に陥つた」(ウイル・テヨーラント)のをみては、いかに宗教的冥想を好み頗る羊のやうな

インド人にしても遂に憤然として騒起せざるを得なかつた。

英國はこれを恐れて、インドにおけるヒンズー教と回教との相剋を利用してこれを激化させてインドの不統一を永續させ、インド人の九十パーセントを無學文盲に止めおくといふ老猾な政策をとつてゐるのである。インド人の奮起が過ぎに過ぎたのは、英國のこの政策に負ふところが大きいのであるが、日露戦争における日本の勝利はインド人の胸裡に「東亞民族起り」との光明を與へ、日本本の勝報望るごとにベンダ・マタラム（母國萬歳）の愛國歌を高唱せしめた。

かくてインド青年の間に精神的自覺が湧き起り、ベンガル州分割問題を契機として政治的覺醒の氣運が高まつて來たが、これに對し英國側は聞くまで強壓の手段を出たので、遂に至るところに流血の慘事が續出するに至つた。

しかし、第一次世界大戦が勃發すると、英國はインドの自治要求を認めるかのやうな巧妙な芝居を打つたのだ。

で、正直なインド人はうま／＼とこれに引つ掛つた。即ちインドは英國のために一億三千万ポンドの戦費を負担し、戰時公債一億七千万ポンドを消化し、三億ポンドの物資を供給し、更に百三十四万人のインド兵を戰線に送り、カナダや満洲とは比較にならぬほどの貢献をした。

現にガンジーすら、「インドの自治を獲得すべき最も有効な方法」として、英國のために壯丁の徵募や義勇軍の組織に奔走したのであつた。

ところが戦争が終つてインド人に與へられたものは、待ち望んだ自治の片影すらない専譯的な統治法の改正に過ぎなかつた。そればかりか、戰時の治安維持法を恒常化し、インド政廳は裁判を経ずしてインド人を逮捕・監禁・投獄する権限を與へられ、インド人の自由は完全に剝奪されたのである。

この英國の背信行爲に對して、インド民衆は烈火の如く憤り、各地に暴動が勃發したが、英國は飽くまで武力を以て強壓し、遂にアムリッタルの大虐殺のやうな戰慄すべき地獄圖繪が繰り上げられたのである。

惨虐極まる國民運動彈壓

これは一九一八年四月アムリッタル市に騒擾が起り、その鎮壓に赴いたダイヤー將軍が何等の武器を持たぬ男女五千の民衆が廣場に密集してゐるのを見て、何の警告もなく不意に機關銃を發射せしめ、十五分間にて五百の市民を殺し、二千の市民に重傷せしめたのである。しかもこの處置に對し英國議會は、その功績に報い、べくダイヤー將軍に年額八千ポンドの恩給を與へた。

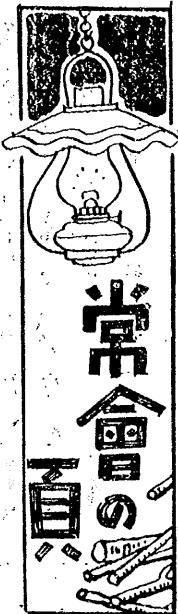
こゝにおいて聖雄ガンジーは決然として起ち、インド國民運動の中心指導者となつて活動を始め、インドの政治的覺醒に新時期を創するに至つた。

その後におけるガンジーを始めダス・ネール、ボース等の諸志士の活動と、これに對する英國の彈壓の殘忍非道振りはわれらの記憶に新たな處であるが、中にも忘れることが出来ないのはラッチー・チャージの惨虐振りである。

ラッチーとは棍棒の先に鐵の棘をつけた凶器であり、

(この項つづく)

「月の常會で何を取り上げる――



国民主効の決戦生活確立

新秩序建設のための聖戰なることを強調し、舉國鐵石の結束を固め必勝の信念を以て目的の貫徹に邁進して聖慮に應へ奉らんことを誓はしむ。

今度中央で、情報局、内務、の常會に通達することになる。

省大政翼賛會が中心になります。

各省と相談の結果、毎月、なほ、これから毎月の常會の「常會徹底事項」をきめることが徹底事項は、週報の月來號のとになりました。これは内務、常會の眞で詳細に解説し

省から地方迄へも通牒され、ますから常會に臨まるに地方では、それより地方の事情を考慮して、更にこれについて具體的な指示を皆さん方に下さい。

一月の常會徹底事項

一 必勝の誓

新春を迎へるに當り、今次の大東亜戰爭は皇國の歴史的世界

一億挺身の覺悟を以て國民皆効し、所要生産の増強に奮闘すると共に、用ゆる困難缺乏を克服する決戦生活態勢の確立實踐を期せしむ。

三 國土防衛の強化徹底

(イ) 防空準備と心構へ

防空に關しては特に左の諸點に留意しこれが徹底を期せしむ。

(ロ) 空襲を受ける危險去りたるに非ざることを自覺し常に警戒を怠ること

3、空襲に際しては防空準備を整へ不斷の訓練を怠らざること

4、長期戦を覺悟し且つ戰ひ且つ働く防空態勢を整ふること

5、空襲に際しては防空準備を整へ不斷の訓練を怠らざること

6、凡て當局を信頼し、その指示に基づき計画準備實施を行ふこと

7、空襲に際しては防空準備を整へ不斷の訓練を怠らざること

8、空襲に際しては防空準備を整へ不斷の訓練を怠らざること

9、空襲に際しては防空準備を整へ不斷の訓練を怠らざること

10、空襲に際しては防空準備を整へ不斷の訓練を怠らざること

11、空襲に際しては防空準備を整へ不斷の訓練を怠らざること

12、空襲に際しては防空準備を整へ不斷の訓練を怠らざること

13、空襲に際しては防空準備を整へ不斷の訓練を怠らざること

14、空襲に際しては防空準備を整へ不斷の訓練を怠らざること

15、空襲に際しては防空準備を整へ不斷の訓練を怠らざること

16、空襲に際しては防空準備を整へ不斷の訓練を怠らざること

17、空襲に際しては防空準備を整へ不斷の訓練を怠らざること

18、空襲に際しては防空準備を整へ不斷の訓練を怠らざること

19、空襲に際しては防空準備を整へ不斷の訓練を怠らざること

20、空襲に際しては防空準備を整へ不斷の訓練を怠らざること

21、空襲に際しては防空準備を整へ不斷の訓練を怠らざること

22、空襲に際しては防空準備を整へ不斷の訓練を怠らざること

23、空襲に際しては防空準備を整へ不斷の訓練を怠らざること

24、空襲に際しては防空準備を整へ不斷の訓練を怠らざること

25、空襲に際しては防空準備を整へ不斷の訓練を怠らざること

興亞奉公日の實踐題目

昭和十七年、初の興亞奉公日の實踐題目は、「興亞生活態勢の確立」と決定し、先づ大政翼賛會から發表された次の「興亞生活五綱」を題目に以て行なつたところとなりました。

一、強くあれ、必勝の信念をもつて職場を守れ。

二、家庭も戰線、生活を擧げて御奉公の誠をつくせ。

三、國土防衛は協力一致、團結の力で持場を固めよ。

四、流言に惑ふな、當局の指示を信頼して行動せよ。

五、國運を賭しての戰だ、沈着平穎、最後まで頑張れ。



國民皆働の

決戦生活確立

るべきことではありません。

今日の非常時局を突破する

ためには、國家がうんと力を

入れてある方面だけでは數百万

人の人手が入用です。このた

めには、國民の間に一人の有

ります。今日は一塊の石炭でも多く

割り出して、工場の機械の運

轉にこと缺かないやうにし

ます。

一頃でも多くの鉄を造つて、

戦線に十分な弾丸を送り、

一粒の米でも餘計に作つて、

食糧の不安を除き、この戦

争がいくら長く續いても、ひ

くともしないだけの用意が

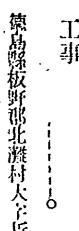
必要です。

そのためには、金も、物も、人もすべてをあげてこの目的を成し遂げるために勤員されなければなりません。無駄な費用を省いて貯蓄し、不

各地の品々を見り



部落の總力で護岸工事



野西條第二部落會は瀬戸内海

に面した讃岐境の二十八戸の半漁半農で、餘り裕かでない

生活ながら、一級劇結して時局

下力強い歩みを續けてゐます。

赫々たる軍隊の戰勝の陰に

は、工場のなかで日夜撓みな

く作業を續け、或ひは鐵山の坑内で黙々と鶴羽を振ふ産業

戦士の尊い汗と脂があることを思へば、一人でも多く、

要不急な物の使用をやめるの

もみんなこのためです。

赫々たる軍隊の戰勝の陰に

が緊要な方面で職業奉公の誠致、勤勞を通じて國に報いる覺悟がなければなりません。

「國民皆働」の精神を活

かして、重要な方面的仕事の

お手傳ひをするために、國民

勤勞團體を編成して、軍の

作業廠や、重要な工場、鐵山、

或ひは農業耕の農村等で勤勞

奉仕することになつてゐるこ

とはも御存じでせり。これ

は、國家總動員法に基づいて定められた「國民勤勞團體協

力金」といふ規則によるもので、原則として、男子ならば十四年以上四十歳未満の者、女子ならば十四年以上二十五年未満の未婚の者は、一定の本業を有する者でも、一年に三十日以内、勤務報國隊に加入はつて勤務奉仕する義務と義務とをもつことになつてゐます。この勤務報國隊は青少年團、婦人團體、各種の組合、學校等に、必要なある度母に編成が命ぜられるのであります。この勤務報國隊は徵用ではなくて置くことが必要です。この勤務報國隊は徵用ではありません。

また、限りある人手を必要な方面で働いて貢ふために、各面ともとの際思ひ切

つて人手を節約していざかなければなりません。そのたまには、人の雇入や就職を従来よりも一層制限しなければならないのは申すまでもありません。このために、國家總動員法に基づいて「勞務調整令」といふ規則が出来ました。つまり、この規則で一定の技能を有つてゐる者、例へば機械技術者や旋盤工等の雇入や就職は、國民職業指導所に相談した上でないと勝手にできなどとなつたのです。また、これから國民學校を卒業する者の雇入及び就職については、相談の上が、以上何れかの方法によらなければ雇入も就職も勝手にはできないのです。これからは、人を雇入れよ、就職しようといふ場合には、いままでのやうに自由

勝手にはできなくなつたわけですが、多少の不自由はお互に耐へ忍んで、進んで國家の重要方面に働く人を一人出運動が華々しく展開されてゐる時、岐阜縣土岐郡、泉町及ぶ岐阜市都を開始された美

國土防衛の強化徹底

大東亜戦争は、開戦頭に素晴らしい大勝利をあげてゐますが、さて銃後国民として、本土を守り抜く構へは、次ぎに決戦一億国民が斷じて、忽せにできない事柄を拾つて實行していくことにします。

防空準備はぬかりなく

わが海空軍が、敵の虚をついてハワイを襲ひ、アメリカ太平洋艦隊に致命的な大打撃を與へたことは、逆に考へると、こちらにも油断があれば、いつ同様な打撃を蒙るか、分らないことを教へてあるわけです。従つて、油断は大敵、わが陸海空軍が緒戦において西太平洋の制空権を

得たお蔵で、開戦早々敵の空襲を受けなかつたとはいへ、空母艦などがわが近海に近づいて襲撃しないとも限りません。油断は大敵！」何度いふても同じことです、夢、油断は禁物です。

では対戦に即した心構へと、準備は？

あつても、厚木などを張らしておけば、いつさらいざー／＼といふとき困ります。特に用水桶の置場はよく考へ、池の水も多かれにせず、一面都會地では筒水につとめることが大切です。

防火用具

梯子、網、建

火吹き、長棒などはよく點検し、置場など人の通行に邪魔にならないやうに注意しませう。用水桶をはじめ防火用

器は地方の話題となつてゐます。去る滿洲事變一周年記念日に家族を集め家賃を陳列して、町内名士臨席の下に、これを應召、國家にご奉公せしめる趣旨の一風變つた『謀別の辯』を詠んで獻納したものです。その一節を紹介してみませう……

汝應召品にして靈あらば
に召に應するの壯舉を送
て、町内名士臨席の下に、これ應召、國家にご奉公せし
める趣旨の一風變つた『謀別

具は人に見せるためのものではなく、實戦に役立つことが大切です。丈夫なものを使ひ易い所におくことが肝要。

砂袋に入れて、いつでも使へるやうにしておきませう。

服装と出動準備 勉習とは遊びます。すでに敵の空襲は不意打に來ると思はねばなりません。きり／＼した身仕度で、すぐ持場につけるやう

作業衣なども油断しておき、隣組長さんは防空從事者の任務を更めてハッキリさせ、最寄の警防團所や、警報消防署などへの連絡方法などを十分者へとおくことが大切です。

煙火管制上の注意 別項

をこ讀下さい。

流言飛語に惑ふな

事ができるやうにしておくだらぬが、剪断して原形に纏めたるなか

等は紛失たり燒失したりしないやうに取扱め、燃え易いものは安全な所に納められるよう用意しておきます。

長期戰備悟の防空態勢、こんどの戦争は長く續くと思はねばなりません。従つて、間に合せの防空準備はいけるません。戦ひ止つ働く防空態勢を整へて、空襲下で仕

れ……。

上田町内會は百八十戸隣保十人あり、主婦生活者ありで、生店あり、住居生活者ありで、生活程度は高くありませんが、貯蓄も納稅も優秀な成績をあげてゐます。これには指導者の熱心な指導によることが勿論ですが、一つには女子供も皆勤の精神に燃え内職をしてゐるのです。且下盛んに行はれてゐる『竹削り』は誰も出來る簡単な手内職なので、町内でやらない家は殆んどなく、このため町民は貯蓄や納稅を少しも苦にしないわけです。

根を葉もないことを信じ、或ひは本當が驟々分らないことを言ひふらして歩くことは、わが國を内部から崩れ立てることになります。戰時、法で、わが民心が混亂に陥れば失ひ勝ちなもので、その

たせることになります。戰時には民心がひき緊る反面、冷靜を利用して、敵はあらゆる方を攻撃するので、わが民心を混亂に陥れようとするに違ひません。

食糧にも決戦態勢

從つて戦況などについて、わが陸海軍の發表を絶対に信頼し、敵の宣傳に乗らないやうに注意しなければなりません。すでにアメリカ側の戦況発表に「日本の軍艦『ひらぬま』を撃沈」といふやうなのがあつて、私達を苦笑させました。これが笑ひ過ぎたが、「これなどは笑ひ過せるものの、戦ひの進むにつれて、敵の宣傳も極めて上手

になりますから、今後私共はいよいよ落ついて政府の發表に信頼し、何事が起つても流言乘説などには惑はされないやうに、しっかりと腹をこしらへておくことが大切です。そして、空襲等で交通や機関が破壊されたやうな場合にも、關東大震災當時の魔境を再び繰返さないやうにきつく戒しめねばなりません。

防諜と外人の取扱ひ

スペイの魔王からわが國を守るために外人に對する取締りが嚴重になることは止むを得ませんが、善良な個人に對しては中立國々民は勿論、敵國民に對しても大國民の態度をもつて接しなければなり

ません。敵魔心を個人の直接行動に現はすことは決して國を利することになります。必要な處置は當局でちゃんととつてゐるのですから、國民はあくまで堂々たる態度をとることが大切です。

東亜共榮園内の食糧事情

は前途暗々であり、また、空襲時の食糧についても、貯蔵に配給に萬全の策がとられ、今日、わが國民は、心懸け一つで飢ある心配は少しもありませんが、戦ひは長期戦になるのは必定ですから、生産に携はる人の増産への努力は、もちろん、特に消費者の節約は

いよいよ徹底しなければなりません。

下國民の心構へがヒン

とじみ出ねばなりません。

平時には、樂樂とするたま

に物を擇ることもできました

が、今日のやうに國を賭して

の決戦下では、限られた物の

中から合理的にどういよ風

に必要で十分な需要をとつて行くか、そこに工夫が必要なのです。代用食や混食にみんなの智慧をしぼらねばならないのはいよいよこれからです。

配給米が餘ったからとて大

き猫に食はせてしまふなどはもつてのほか、野菜のはしきれ

果物の皮の利用にも決戦

に必要で十分な需要をとつ

て行くか、そこに工夫が必要

なのです。代用食や混食に

みんなの智慧をしぼらねばな

らねるのはいよいよこれからです。

みんなの智慧をしぼらねばな

らねるのはいよいよこれからです。

「感謝貯蓄」を実行しませう

興亞の大事業を妨害しようとした米英脅懲のために奮然駆走したわが軍隊は、開戦僅か一週間で、實に全世界を殲滅させるに足る赫々たる一大戦果をあげました。

しかししながら、私達は、戦闘に醉るてゐる時ではありません。何しろ相手は世界の二大富國といはれる米英のことですから、それだけで兜を脱ぐとは思はれません。必ずやその尤大なる經濟力を統合集中して長期戦に導き、わが國の波れるのを待つて、「寧に都らんとするの作戦であり

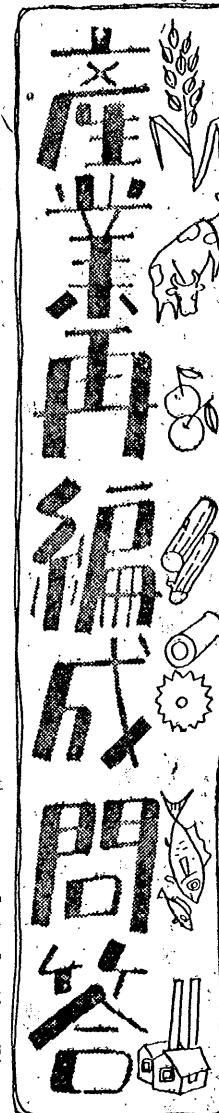
る軍隊將兵の被服、糧食に缺くことがないやうにしまつた敵を殲滅するに必要な武器弾薬を十二分に供給するやうにすること、これが私達錦後に對する備へをつかりと固め、鐵石の決意をもつてたとへ戦ひが今後幾年或ひは幾十年續いても最後の勝利を獲得するまでは斷乎戦ひ抜くだけの堅い覺悟が必要です。

それについて國民は、一体何うすればよいか? 一人口に申すならば、今までよりも一層勤勞を強化して生産能率をあげ、節約して物質と資金の剩餘を計り、それを貯蓄して戦費と生産力擴充資金をつくる、そして第一線において君國のために奮戦され

（大日本國民防護團）

37

36



十一月十日號より讀く

局生産力の昂揚といふことになります。

中小企業統合の理由

〔問〕 中小企業の整理統合は、なぜ多くの犠牲を拂つてまで行はなければならぬのですか。

〔答〕 一貫でいへば、高度国防國家を建設するためです。これを具體的に工業と商業に分けてお語します。

まづ工業方面から申しますと、結

るものでも、必要以上に使ふことは消去されねばならぬのです。つまり、いま資材、労力等は非常に逼迫してゐるのですから、この需要を國家の要求する方向に集中してゆくことが必要です。

さうするためには、よくいはれてゐる最重點主義をとらなければなりません。つまり、國家の最も必要とする軍需産業方面、軍需産業方面で、特に高能率を必要とする分野に集中してゆかなければならぬのです。

申してゆかなければならぬので、専門の必要とする企業で、しかも資金なり労力なり資材なりを、必要な方間に重點的に振向けることになります。

ますと、どうしても中小工業の整理

といふことが必要となつて來るわけ

です。

次ぎに商業の方面から考へてみま

せう。商業と申しましても問題は小

賣商ですが、これは今まで數から

いひますと、多すぎるくらいで、絶

えず共倒れ状態にあるのです。

このことは、いろ／＼議論もあり

ますと、どうしても中小工業の整理

といふことが必要となつて來るわけ

です。

次ぎに商業の方面から考へてみま

せう。商業と申しましても問題は小

賣商ですが、これは今まで數から

いひますと、多すぎるくらいで、絶

えず共倒れ状態にあるのです。

このことは、いろ／＼議論もあり

ますと、どうしても中小工業の整理

といふことが必要となつて來るわけ

です。

次ぎに商業の方面から考へてみま

せう。商業と申しましても問題は小

賣商ですが、これは今まで數から

いひますと、多すぎるくらいで、絶

えず共倒れ状態にあるのです。

このことは、いろ／＼議論もあり

ますと、どうしても中小工業の整理

といふことが必要となつて來るわけ

です。

整理統合の方針

要するに、かうした小賣商の過剰

現象に加へ、配給機構といふものは、

統合をどういふ壯てやるのですか。

〔問〕 では政府は、この重大な整理

現象に加へ、配給機構といふものは、

統合をどういふ壯てやるのですか。

〔答〕 かうした中小企業の整理統合

現象に加へ、配給機構といふものは、

統合をどういふ壯てやるのですか。

〔問〕 では政府は、この重大な整理

現象に加へ、配給機構といふものは、

統合をどういふ壯てやるのですか。

〔答〕 かうした中小企業の整理統合

現象に加へ、配給機構といふものは、

統合をどういふ壯てやるのですか。

〔問〕 では政府は、この重大な整理

現象に加へ、配給機構といふものは、

統合をどういふ壯てやるのですか。

いと誰が断言できません。あのやうな苦い経験は、できるならば、戦時になし崩し的に整理していく。その後に、二度と経済的な悪夢を繰返さないやうにしたいのです。

それと同時に、商業にしろ、工業にしろ、今まで個人の自由意思で

てんぐばらくにやつてゐたのを一點に集中して、いはば國策協力機關だといふ方向にもつてゆく必要があります。それには物の生産も、物の配給も政府がやれば一番よいのですが、政府ではそこまで手がまはらないから、政府に代つて中小商業者の皆さんが、國民生活のために物資の配給をするのだといふ氣持になつていただきなければなりません。

〔問〕特に積極的に整理統合を行はねばならなくなつた理由を説明して下さい。

〔答〕結局、獨ソ開戦に引續いて、英米民主主義國家群の資金凍結といふやうなものが、最も大きな原因だつたのです。

つまり、わが國がこれらの國から輸入してゐた物資が、全面的にストップして、どうしても自給自足經濟でゆかなければならなくなり、そして如何なる犠牲を拂つても、國家の最も必要とする方面に充填してゆかなければならなくなつたのです。

また一方、今まで農村方面から相當の労働力を仰いでゐたのですが、その農村方面も、最近は食糧増産といふことになり、なか／＼軍

需方面に向けるわけにはゆかなくなつて來たのです。かうなつて來ますと、どうしても外の方面すなはち中小商業方面から充足する以外に、まづ途はないわけです。

〔問〕これまで、政府は整理統合をどうやつてきたのでせう。

〔答〕昨年の十二月二十五日に商工次官の名で「中小商業者ノ企業合同勧奨指導ニ關スル件」が通牒されたことは、皆さんご存じの通りですが、これによつてほど企業の合同、整理統合の方針は決つたわけで、今日も、この方針には大體變りはありません。

整理統合のやり方は、重要産業は中央で整備計畫を立て、整備計畫を限會社とか、小組合の制度を探らせることとし、受註轉換、技術指導、見本製品の補助とか、集團轉業の助成など、これまでは、機械鐵鋼製品工業整備要綱、自動車修理加工業整備要綱、農業組合整備要綱等があり、機械工業器具工業整備要綱その他化學工業方面では、ゴム工業整備要綱、石鹼工業整備要綱など、いろいろあります。

この問題はどうしても轉廢業の問題と兼合ですから、轉廢業に対する施設が完備すれば、整理統合は自然捲ることと思ひます。つまり施設の完備を圖ることがまづ第一であると思ひます。

〔問〕今までにきてある整備要綱で、自主的にさせますと、相當に打算的な整理統合が行はれる虞れがあるので、自主的にさせますと、相當に打

〔答〕まづ金屬工業方面では、輕金属の考へとしては、どこまでも行政官廳の力を俟たなければならないかといふと、必ずしもさうではなく、或る程度、業者の自主的な整理統合をすゝめてゐます。つまり業者の自主的な整理統合によつた方が、實情に即した整理統合ができる場合もあるのぢやないか、また實施も圓滑にゆくのぢやないかといふ點に長所があるのです。といつて、一から十まで、算的な整理統合が行はれる虞れがありますので、行政官廳がある程度の指導や勸奨をしてゆかなければならないわけです。

〔問〕今までにきてある整備要綱にはどんなものがありませうか。

〔答〕現在、商工省としては、企業合同をしたもののは、株式會社とか有

〔答〕 まづ皆さんが、おやお考へになることは、國家總動員法などに基づいて、強制的にやりはしないかといふ問題でありませうが、この點は、さきほども申した通り、まづ自主的な整理結合をやらせ、できるだけ強制的な措置は避け、假りに強権的な措置をとるにしても、「傳家の寶刀」

として抜かないところに妙味があるのです。しかし、過去の實績なり、現在の情勢から、急速にやらなければならぬといふことになりますと、どうしても相當政府が指導的な立場に立つて、法令に基づいて強権的に整理統合をやるといふことにしなければならないわけです。

それでよく、最近世間で「企業動員令」といふやうな特殊の法令も設

けられるやうになるのではないかと考へられます。

〔答〕 これはなか／＼重い問題で、

〔問〕 整理統合に伴ひ課税問題は、どうなりますか？

殊に整理統合によつて企業の合併をするといふ場合、課税の問題の解決如何では非常に扱るし、反対に非常に遅れるわけでもありますので、政府としても慎重を期してをります。まづ整理統合に伴ひ課税にはどうな場合があるかといひますと、第一には、會社等の法人の合併の場合、第二は、個人の企業が合併して會社を設立したやうな場合、第三は、個人企業が會社に出資または事

業の譲渡をやるやうな場合、かうした場合に税がかかるわけですが、その中で一番問題となるのが、會社の合併によつて清算される場合で、この清算にかかる税金は、何とか免稅するなり、減稅するなりの措

置を講じませんと、企業の整備に非

常に支障となるわけです。この減稅方については民間側の要望もあり、商工省としても何とか取計らひ得るやうに考究中であります。

〔問〕 轉廢業者のうち生活困難な者には共助金を與へるやうになつたさうですか？

共助金の給與

〔答〕 轉廢業することになります。もちろん、國民更生金庫あたりで、資産を相當有利な條件で買取りで、資産を相当有利な條件で買取つてくれますが、これまでの營業上の負債もあれば、雇人もそれば、解雇手當も出さなければならぬといふわけで、實際の手取りは非常に少いといふやうなことになり、なことが考へられますか。

〔答〕 色々あらませうが、その一つの原因としては、轉廢業するにしても、新らしい職につくまで遊ばなければならず、また新らしい職についたとしても、未經験者として取扱はれるため、收入の減少は免れません。また最近のやうに住宅の拂底、或ひは交通費がかゝるやうになりますと、郷里を出て他郷にでてまでも轉業

するといふことは、相當無理なこと

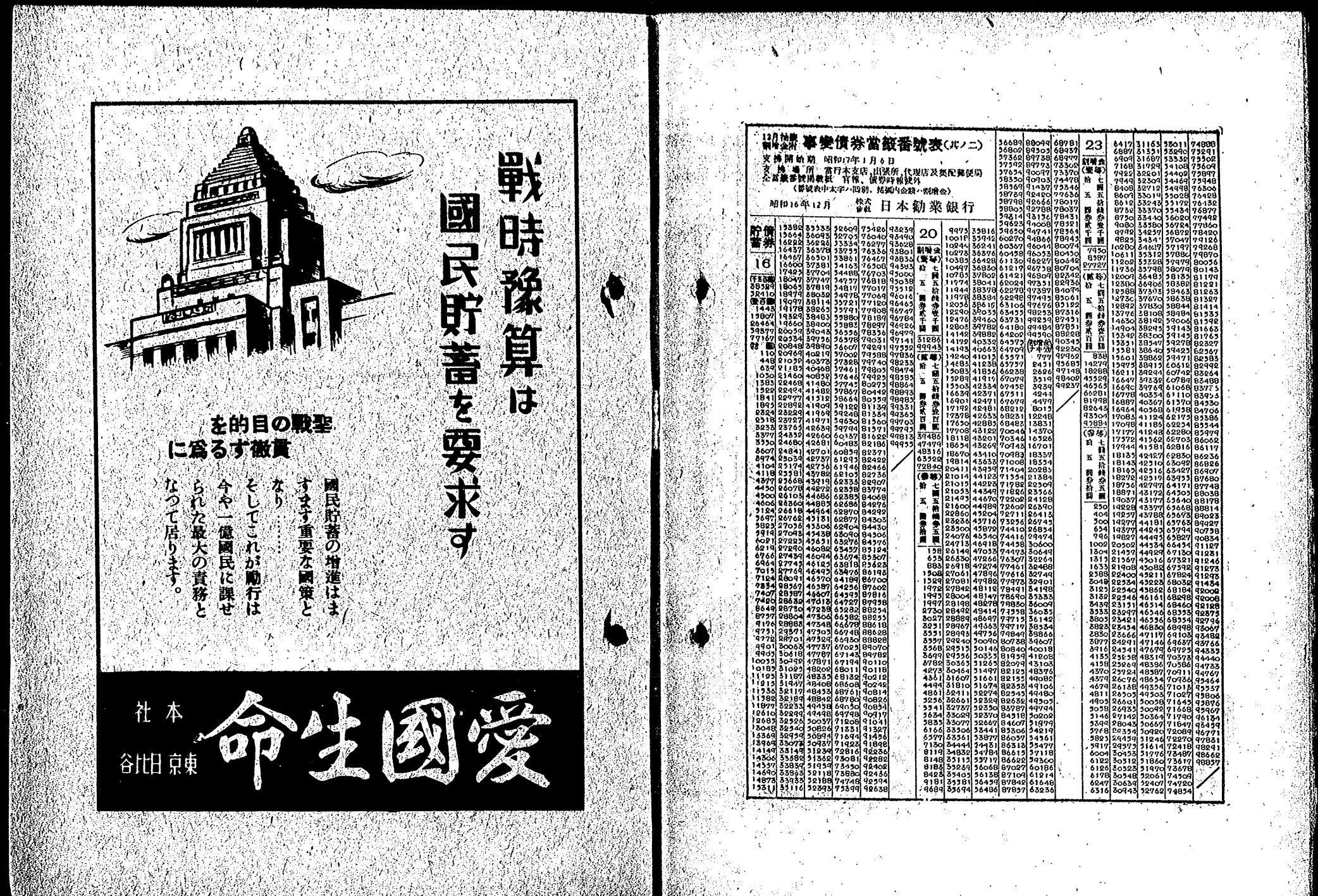
です。もちろん、國民更生金庫あたりで、資産を相當有利な條件で買取つてくれますが、これまでの營業上の負債もあれば、雇人もそれば、解雇手當も出さなければならぬといふわけで、實際の手取りは非

常に少いといふやうなことになり、なかも、轉廢業ができません。それで、何とかこれを促進して、轉業を奨励し、「轉業報國」といふやうな方向に進めるには、或る程度の潤滑剤が必要なんぢやないかといつた觀點から、こんど政府は大體一人當り年三百圓出してやらうといふことになつたのです。

〔問〕 共助金を與へる眞意は、どこにありますか？

さういふ金額は同業者團體、つまり

露光量違いにより重複撮影

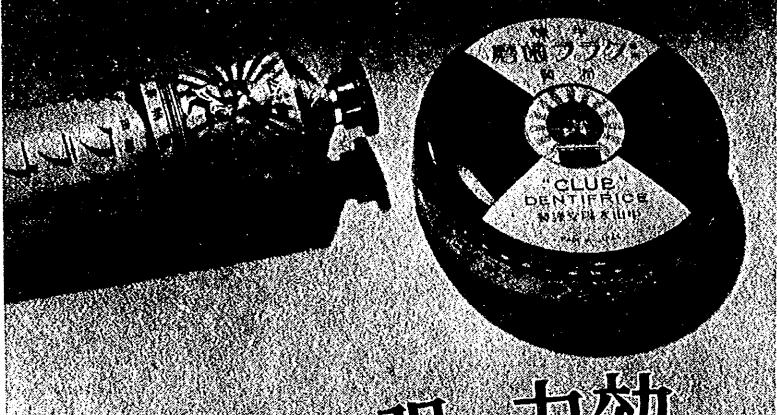


週報は民翼賛の道しるべ

報

昭和十六年十月二十四日第三種郵便物認可
(毎週一回水曜日發行)

磨歯ブラク



効力の強い薬用歯磨き

口中細菌を
化學的に淨化する

専賣特許の強力殺菌剤
數種及び特殊薬剤の配
合により口中の細菌を
淨化すると共に歯齦を
強化しムシ歯・齒槽膿
漏の直接的原因を除去
します。歯磨は藥理的
効果の強い「グラフ」
をお選び下さい!

専賣特許の殺菌剤
クロールカルバ
クロール
ヨードチモール 配合

内閣印刷局印刷發行

(判LA5)格規定國はさき大の書本)

アシア歯科医学会
Asia Dental Association
www.adam.jp